

神戸労災病院 医療安全に関する取組事項

1 医療安全に関する基本的な考え方

当院の基本理念・方針に基づき、安全で安心な医療を提供する体制を整備し、医療事故の発生要因を取り除くことで、医療の質の向上をさせることを目的とする。

2 医療安全に係る組織体制に関する基本的事項

(1) 医療安全管理委員会を設置・運営し、医療の安全管理体制を確立・推進する。

(2) 医療安全管理を適切に実施するため、以下の体制を整備する。

①医療安全管理室の設置・運営

- ・医療安全統括責任者の配置

- ・医療安全管理者の配置

- ・各部門に医療安全対策責任者の配置

②総合患者相談窓口の設置・運営

3 医療安全に係る職員の教育・研修

全職員を対象に、医療安全対策の基本的な考え方や具体的方策について周知徹底し、職員一人ひとりの医療安全に対する意識を向上させる。

(1) 全職員を対象に医療安全のための研修を年2回以上実施する。

(2) 役割及び職種ごとに研修を実施する。

4 医療安全管理の継続的な改善と対策

(1) 医療安全対策規程及び医療安全に関するマニュアルを整備し、適時見直す。

(2) インシデントレポートの集計、分析、検討を行い、対策を講じ周知する。

5 医療事故発生時の対応

(1) 医療事故が発生した際には、医師・看護師を含む関連部門が速やかに連携し、迅速かつ適切な医療処置を講じる。

(2) 病状の悪化を防ぐため、的確な対応体制を確立し、安全な医療環境の維持に努める。

6 医療従事者と患者・家族との情報の共有

(1) 患者・家族に対し、治療方針や安全管理について十分な情報を提供し、相互の信頼関係を構築する。

(2) 院内掲示及び当院ホームページを活用し、医療安全に関する重要事項を周知する。

7 患者・家族からの各種相談への対応

(1) 患者・家族からの各種相談は、総合患者相談窓口で受け付ける。

(2) 相談内容に応じて適切な部門と連携し、病院全体で対応することで、不利益が生じないように努める。

2019年5月作成

2024年11月改訂

2025年6月改訂